

令和4年5月6日

遊漁船業者 様

広島県西部農林水産事務所長

(730-0011 広島市中区基町 10-52)

水 産 課

遊漁船業に係る利用者の安全の確保の徹底について (通知)

日頃から、遊漁船の運航に当たっては業務規程を順守して安全管理に努めていただいているところです。

さて、去る4月23日に北海道知床沖で発生した遊覧船の事故については、原因はこれから明らかにされると考えられるものの、現段階において気象の悪化が想定される中で出航したこと等の安全確認に問題があったこともその一因である可能性もあります。

一般の利用客を乗せて出航するという観点からすれば、遊漁船も今回の遊覧船と同様の危険性を内在しているという点では異なるものではありません。

遊漁船については、遊漁船業の適正化に関する法律第13条で遊漁船の出航前に利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集し、これらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない旨規定されています。

また、遊漁船業者は業務規程において、利用者の安全の確保に関する事項（出航中止条件、気象又は海象等の状況が悪化した場合等の対処に関する事項など）を定めています。

については、利用客に安全に遊漁を楽しんでもらうため、改めて利用者の安全確保措置に一層努めていただくようお願いします。

電話：082-513-5421 (ダイヤルイン)

担当：紙本